

体育の授業の質保証に向けて

岡出美則（理事）

授業の質の保障

中央教育審議会(2010)は「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」において、教育水準の保障に関して次のように指摘しています。

「学習評価は、児童生徒が学習指導要領の示す目標に照らしてその実現状況を見ることが求められるものである。学習指導要領は、各学校において編成される教育課程の基準として、すべての児童生徒に対して指導すべき内容を示したものであり、指導の面から全国的な教育水準の維持向上を保障するものであるのに対し、学習評価は、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有するものと言える。」

この指摘からさかのぼること 10 年。教育課程審議会（2000）は、目標に準拠した評価導入の意図を次の 3 点から指摘していました。

メールマガジン続き

- 1)教育内容を厳選し、基礎・基本の確実な定着を図ることを重視していることから、学習指導要領に示す内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底することが必要であり、そのためには、目標に準拠した評価が優れていること。
- 2)初等中等教育における各学校段階において、児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することは、上級の学校段階の教育との円滑な接続に資する観点から重要となっており、そのためには、目標に準拠した評価を適切に行うことが必要となっていること。
- 3)児童生徒の学習の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導を一層重視しており、学習集団の編成も多様となることが考えられるため、指導に生きる評価を行っていくためには、目標に準拠した評価を常に行うことが重要となること。

新学習指導要領に関わる大量の情報提供

このような背景もあり、文部科学省は、新学習指導要領の完全実施に向け、この間、実に精力的に情報提供に努めてきました。

例えば、文部科学省の HP に入ると、「先生応援ページ（指導資料・学習評価等）」（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/index.htm）があり、そこには、「多様な動きをつくる運動（遊び）パンフレット」、「学校体育実技指導資料第 8 集「ゲーム及びボール運動」、「小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」、「新学習指導要領に基づく中学校・高等学校向け「体づくり運動」「体育理論」リーフレット」

「平成 21 年度中学校武道必修化に向けた地域連携指導実践校」事例報告集」、「新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて（学校体育実技指導資料第 1 集「剣道指導の手引」参考資料）」、「新学習指導要領に基づく中学校向け「ダンス」リーフレット」と、実に大量の情報が入手できる状態になっています。

また、新学習指導要領の完全実施を前に、国立教育政策研究所も、評価規準の作成のための参考資料を次のように次々と公開してきました。

国立教育政策研究所教育課程研究センター(2010) 評価規準の作成のための参考資料（小学校）平成 22 年 11 月 (<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>) (2010.12.1)

国立教育政策研究所教育課程研究センター(2010a) 評価規準の作成のための参考資料（中学校）平成 22 年 11 月 (<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>) (2010.12.1)

国立教育政策研究所教育課程研究センター(2011) 評価方法等の工夫改善のための参考資料（平成 23 年 3 月） (http://www.nier.go.jp/kaihatsu/hyoukahouhou/shou/h_all.pdf) (2011. 6. 1)

国立教育政策研究所教育課程研究センター(2011a) 評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（中学校 保健体育）平成 24 年 3 月 (http://www.nier.go.jp/kaihatsu/hyoukahouhou/chuu/0207_h_hotai.pdf) (2011. 7. 10)

国立教育政策研究所教育課程研究センター(2012) 評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（高等学校 保健体育）平成 23 年 7 月 (<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>) (2012. 4. 9)

加えて、フラッグフットボール協会 (<http://www.japanflag.org/>) のように、体育の授業の進め方に関する情報を提供してくれるサイトもみられるようになっています。また、多様化するスポーツも、実際に映像でゲームの様相をみることも容易になっています。例えば、ラグビーと入力すれば、ネット上にラグビーの映像を見ることもできるようになっています。

このような状態は、かつては考えられなかったのではないのでしょうか。これらの文書の存在は知ってはいても、どこからそれが入手できるのかが分からないという人も多かったことも考えられます。しかし、インターネットの普及に伴い、情報の流れは一気に加速しています。

しかし、これらの情報をいくら目にしても、実際の授業に活用できなければ宝の持ち腐れに終わります。この状態を避けるには、適切な情報の取捨選択はもちろんのこと、これらの情報を活用するノウハウについても理解することが必要になります。

話は、少し横にそれます。

授業の質保障に向けて

東日本大震災にともない派生した福島第一原発の事故は、原発の安全性に対する社会的な猜疑心を一気に高めました。このような印象を持っているのは、私、一人でしょうか。おりしも、9 月 1 日は防災の日であり、日本各地で様々な取り組みが行われました。

さて、震災の復興に向けた取り組みの中で、児童、生徒の体育の授業をめぐる厳しい実態が様々なところで指摘されてきました。グラウンドや体育館が避難所として活用されている。仮設校舎に間借りしている。体育の授業どころではない等々は、その例です。

これらの指摘は、体育の授業を実施するに辺り、施設、環境条件が極めて重要になることを示しています。同時に、そのような環境条件の中でも、様々な工夫がなされていることも報告されています。また、支援に取り組む中で、様々なアイデアが提供され続けています。

しかし、ここで改めて、原発の安全性をめぐる論議のレベルに目を向けたいと思います。いったい、原発の安全性とは何によって担保されるのでしょうか。このことを考えることは、ある製品の質の保証を可能にする要因とは何かを問いかけることでもあります。それを体育の授業に引き寄せれば、質の高い体育の授業は、誰がどのような手続きによって保障してくれるのか、という問いかけにもなります。

通常、原発の安全性を語るとき、そこには三つのレベルが存在すると言います。一つは、設計図であり、一つは施工者である。最後の一つが、評価者です。

原発が安全だという時、安全に機能する条件を備えた施設の設計図が、確実に作成されていることが必要になります。どのような素材を用いるのか。どの程度の事故を想定し、安全確保に向けたバックアップ体制をどのように設定するのか、施設の老朽化を見越した耐用年数の想定等々についての検討が、重ねられることになります。この設計図が狂っていれば、できあがる原発に安全性を期待することはできないと言えます。

しかし、いくら完全な設計図ができて、その設計図を形にできる職人や組織がいなければ、設計図は絵に描いた餅に終わります。昨今、匠の技の伝承が問題にされていますが、熟練した施工者がいて、初めて、設計図が目の目を見ることになります。逆に言えば、熟練した施工者がいないのであれば、設計図そのものを見直す必要が出てきます。施工者のできる範囲内の設計図にするという発想です。しかし、原発の場合には、安全性の基準を下げることはできません。そのため、このジレンマをどう解消するのかという問題が、常に残されることになります。

もともと、熟練した職人が果たして、設計図通りに施設を創り上げることができたのか。この点を正確に評価できる人間がいなければ、安全性は全く担保されなくなる。評価者が適切に評価できることにより、設計図の精度も、施設の安全性も向上することになる。

では、このことを体育の授業に適用すると、何が見えてくるのでしょうか。体育の授業のみならず、近年、すべての教科、すべての学校段階において授業の質保障が求められていることを考えれば、上記をイメージしながら体育の授業における質保障について考えることは、あながち的外れでもないのではないのでしょうか。

なお、この設計、施行、評価の過程は一方向ではありません。評価を受け、設計の仕方が再検討されることや施行の仕方についても検討が加えられることになります。この点も意識しながら、まとめてみたいと思います。

体育の授業を実施する際に作成する設計図とは何でしょうか。実は、この設計図にも多くのレベルが存在します。学習指導要領や解説書、年間指導計画、単元計画、本時案、本時の密案等です。日本という国は、南北に長く、同じ時期であるからといって同じ気候である保障はありません。桜の開花時期を見れば、このことは直感的に確認できるではないでしょうか。また、学校の施設条件や教員の年齢構成、児童、生徒の実態も実に多様です。それだけに、学習指導要領のレベルで何を期待する学習成果として記すのか、また、授業実施に際して遵守すべき事項として何を記すのかが重要になります。法的拘束力は、それが記されることにより財政的な裏付けとして機能するためです。また、同一学年に複数のクラスを抱える学校では、施設条件を踏まえた時間割の作成は不可欠です。同時に、学年の中に複数のクラスがある場合、クラス間の学習成果のばらつきを少なくし、確かな学力を保障していくためには、クラスの実態に合わせた計画の作成や教員間の情報交換が不可欠です。

では、体育の授業における評価者とは誰でしょうか。それは、授業を受けた児童、生徒であり、彼らの父兄や同僚、さらには第三者として授業を参観している人々です。

今回、北海道大会の実施に向け、実行委員会を中心に多くの先生方が、質の高い授業の実現に向け、様々な取り組みをされてきました。その過程を、私たちは直接、見ることはできません。しかし、大会に参加し、実際に授業を見、協議会での情報交換を進めることでその一端を知っていくことは、可能です。当然、それにより知り得た情報は、多くの仲間に伝えていくことも可能です。

多くの先生方の参加によって、質の高い授業の実現に向けた課題やそれを達成していくための手続きに関する情報が共有されていくことができればと考えています。

皆様のご参加をお待ちしています。